

平成 19 年 2 月 20 日

各 位

会社名 鳥越製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長 小西 敬一郎
(コ-ド番号 2009 東証第一部・福証)
問合せ先 常務執行役員経理部長 楠原 秀俊
(TEL: 092-477-7112)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の員数を、実態に合わせた適正な員数とするため、現状の 14 名以内より 9 名以内に変更するものです。(変更案第 21 条)

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものです。

単元未満株式の権利を明確化するとともに、これを合理的な範囲内のものとするために、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものです。(変更案第 11 条)

株主に効率的な情報提供を可能にするために、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供規定を新設するものです。(変更案第 20 条)

会社法第 370 条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものです。(変更案第 28 条 2 項)

あらかじめ選任する補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸長するため規定を新設するものです。(変更案第 36 条)

社外監査役として適切かつ優秀な人材の招聘を容易にするために、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。(変更案第 43 条 2 項)

その他、会社法施行に伴う引用条文および用語の変更、株式会社として必要な規定の加除・修正および移設、定款全般にわたる規定構成の変更、字句の整備等、所要の変更を行うものです。

(注) 変更案の第 32 条(取締役の責任免除)第 1 項および第 43 条(監査役の責任免除)第 1 項の規定は、本定款変更前における取締役または監査役の行為についても、変更後の定款をもって責任を軽減できる趣旨を含んだものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日(予定)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は電子公告の方法により行なう。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は7,000万株とする。 ただし、株式を消却した場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は7,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 6 条の 2 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併わせて <u>1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u> を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 7 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定しこれを</u>公告する。</p> <p>2 . 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再発行、株券喪失登録手続その他株式に関する手続および手数料</u>については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規則の定めるところにより、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に定める請求をする権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>定め、これを</u>公告する。</p> <p>3 . 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利の行使方法については、<u>法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(議 長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、前条第2項の規定による。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は議決権を行使することができる当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員)</p> <p>第16条 当社に取締役14名以内を置く。 (取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行なう</u>。 3. 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会はその決議により取締役会長1名および取締役社長1名を選任することができる。</p>	<p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、9名以内とする。 (取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名および取締役社長1名を選定することができる。取締役会長および取締役社長は、各自当会社を代表する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役会長および取締役社長は各自当会社を代表する。</p> <p>2. 取締役会はその決議により必要があるときは、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ1名または若干名選任することができる。</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第20条 取締役会はその決議により顧問または相談役を置くことがある。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は取締役会長または取締役社長がこれを招集し、取締役会の同意を得て、そのいずれかが議長となる。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを<u>行なう</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の職務)</p> <p>第24条 取締役会は法令または定款で定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>2. 取締役会は、<u>その決議によって必要があるときは</u>、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ1名または若干名定めることができる。</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第25条 取締役会は、<u>その決議によって</u>顧問または相談役を置くことがある。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、取締役会の同意を得て、そのいずれかが議長となる。</p> <p>2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し会日の4日前までに</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>さらにこの期間を短縮することができる</u>。</p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす</u>。</p> <p>(取締役会の職務)</p> <p>第29条 取締役会は、<u>法令または本定款で定める</u>事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は本定款のほか取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条の2 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第27条 当社の監査役は<u>5名以内を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか取締役会で定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第33条 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条の2 <u>法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という）をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>3. <u>あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>4. <u>第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（常勤の監査役および常任監査役）</p> <p>第30条 <u>監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定め、必要により常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>（監査役会の招集）</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（監査役会の決議方法）</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>（監査役会の職務）</p> <p>第33条 <u>監査役会は法令または定款で定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（補欠監査役の選任に係る決議の効力）</p> <p>第36条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（常勤の監査役および常任監査役）</p> <p>第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>（監査役会の招集通知）</p> <p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の4日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>（監査役会の決議方法）</p> <p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>（監査役会の職務）</p> <p>第40条 <u>監査役会は、法令または本定款で定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して、これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>(監査役会議事録)</p> <p>第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は本定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条の2 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(決算期)</p>	<p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>第36条 当社の決算期は毎年12月31日とする。</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第37条 <u>利益配当金は毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿記載または記録の株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第46条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>第47条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金</u>が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>利益配当金</u>には利子をつけない。</p>	<p>(配当の除斥期間等)</p> <p>第48条 <u>配当財産が金銭である場合は、</u>支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>2. 配当財産が金銭である場合は、</u>利子をつけない。</p>

以上